

# 刑事施設における アルコール依存回復プログラムについて

法務省矯正局成人矯正課

## ■ 指導の目標

- 自己の飲酒の問題性を理解させ、その改善を図るとともに、再飲酒しないための具体的な方法を習得させる。

## ● 対象者

- 1 交通安全指導対象者のうち、アルコール依存回復プログラムを受講させることが効果的であると認められるもの
- 2 飲酒の問題が本件や本人の心身の健康に影響を与えている者

## ● 指導者

刑事施設の職員（法務教官，法務技官，刑務官），民間協力者（民間自助団体等）

- 指導方法 認知行動療法に基づき、グループワークの手法を用いる。

- 実施頻度等 1 単元60分から90分，8単元，標準実施期間：2～4か月

# カリキュラム

| 単元 | 項目                   | 指導内容                                           |
|----|----------------------|------------------------------------------------|
| 1  | オリエンテーション            | プログラムの流れを理解して、飲酒行動についてふり返し、今後の飲酒行動を考える。        |
| 2  | なぜお酒を飲みたくなるのか？       | 飲酒の流れについて理解し、自分の飲酒の引き金について考える。                 |
| 3  | お酒を飲みたくなったら…？<br>(1) | 飲酒の流れと自分の外側にある引き金への対処法を学習し、引き金につながる状況への対処を考える。 |
| 4  | お酒を飲みたくなったら…？<br>(2) | 自分の内側にある引き金への対処法を学習し、引き金につながる状況への対処を考える。       |
| 5  | またお酒を飲みたくなるサイン       | 再飲酒につながる、行動や思考のサインについて学習し、その対処法について考える。        |
| 6  | ストレスと飲酒の関係           | 再飲酒とストレスの関係について学習し、その対処法について考える。               |
| 7  | 飲まない生活のための人間関係       | 飲酒行動のコントロールを支える人間関係について学習し、また、対人場面での対処について考える。 |
| 8  | 出所後を考える              | 出所後のスケジュールについて学習し、出所後の目標について確認する。              |

## アルコール依存回復プログラムの実施人員推移

| R1  | R2  | R3  | R4  | R5  |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 414 | 510 | 480 | 673 | 465 |

# 飲酒運転防止プログラム

## 対象

### 特別遵守事項によって受講を義務付けられる者

- 保護観察に付される理由となった犯罪事実中に以下の罪に当たる事実が含まれる仮釈放者、保護観察付執行猶予者、保護観察処分少年又は少年院仮退院者
- 保護観察付全部猶予者及び保護観察処分少年について、プログラム受講を特別遵守事項に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者
- 保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、18歳以上の者のうち、必要性が認められる者

- ① 危険運転致死傷（自動車等の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条（第1号に限る。）及び第3条第1項）※
  - ② 酒酔い運転（道路交通法第117号の2第1号）
  - ③ 酒気帯び運転（道路交通法第117号の2の2第3号）
  - ④ 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第4条）※
- ※ アルコールの影響による行為に係るものに限る。同法第6条第1項から第3項により無免許運転による刑の加重を受ける場合を含む。

### プログラムの内容

- ワークブックを用いて、アルコールに関する正しい知識を得るとともに、自己の飲酒状況について振り返りを行い、再び飲酒運転を繰り返さないための対処方法等を考えさせる。
- アルコールに関する専門医療機関や自助グループに関する知識を付与することによって、適切な措置を受けるよう働き掛ける。
- 保護観察官が個別処遇又は集団処遇によりおおむね2週間に1回実施し、受講者とともに個別具体的な再発防止計画を作成する。



### ワークブックの課題内容

| 課程 | 学習内容                                                    |
|----|---------------------------------------------------------|
| 導入 | オリエンテーション                                               |
|    | プログラムの目的及び概要を説明した上でアセスメントを実施し、処遇につながる情報を入手する。           |
| 1  | 飲酒運転の影響について考える                                          |
|    | 飲酒運転の結果を振り返らせ、飲酒運転を繰り返さないことへの動機付けをする。                   |
| 2  | アルコールが運転や心身に及ぼす影響について学ぶ                                 |
|    | アルコールが運転や心身に及ぼす影響について学ばせ、自分とアルコールとの関係について振り返らせる。        |
| 3  | アルコールのもたらす悪影響について学ぶ                                     |
|    | アルコールやアルコール依存症について理解を深めさせ、一般的な問題解決手段についての知識を習得させる。      |
| 4  | 飲酒運転につながる危険な状況を知る                                       |
|    | 飲酒運転のひきがねとなることがらを特定し、そのひきがねに出会った場合及び出会わないための対処方法を考えさせる。 |
| 5  | 飲酒運転をしないための対処方法を考える                                     |
|    | 飲酒運転をしないための再発防止計画を作成し、これから実行していくことへの動機を高めさせる。           |

保護観察開始

保護観察終了

## 概況

### 飲酒運転防止プログラムによる処遇の実施

- 平成22年10月から、全国の保護観察所でプログラムの実施を開始
- 受講者は、受刑の後、仮釈放となった者が約 7 割を占める
- 受講者は、200～250件前後で推移



### 飲酒運転防止プログラムによる処遇の開始人員の推移（令和元年～令和5年）

